様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

八王子市

整理番号	整－8－1	指定年月日・指定番号	令和8年(2026年)9月29日・形－31	所在地	八王子市長沼町1304番1の一部
調製・訂正年月日	令和8年(2026年)9月29日 調製				
形質変更時要届出区域の概況	事業用地			面積	723.9 m^2
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	－				
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類	－				
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由	－				
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	－				
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨	－				

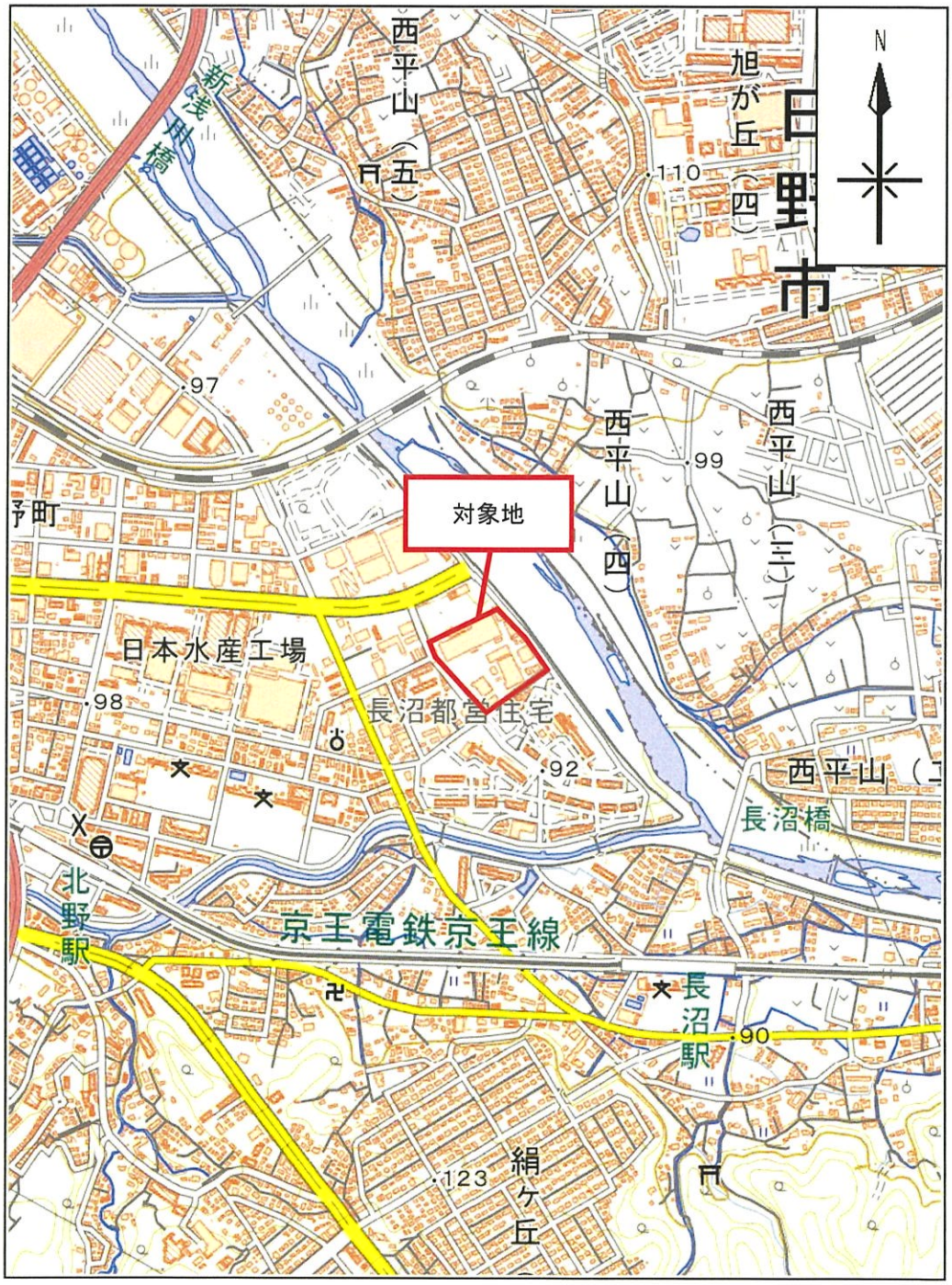
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称
	令和8年(2026年)7月2日	鉛及びその化合物	(含有量基準)・溶出量基準・第二溶出量基準	東急建設株式会社
	令和8年(2026年)7月2日	ふっ素及びその化合物	含有量基準・(溶出量基準)・第二溶出量基準	東急建設株式会社
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	
			含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準	

土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2　「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

案内図



※地理院タイル（国土地理院）を利用して作成

縮尺:1/10,000

0　250m　500m

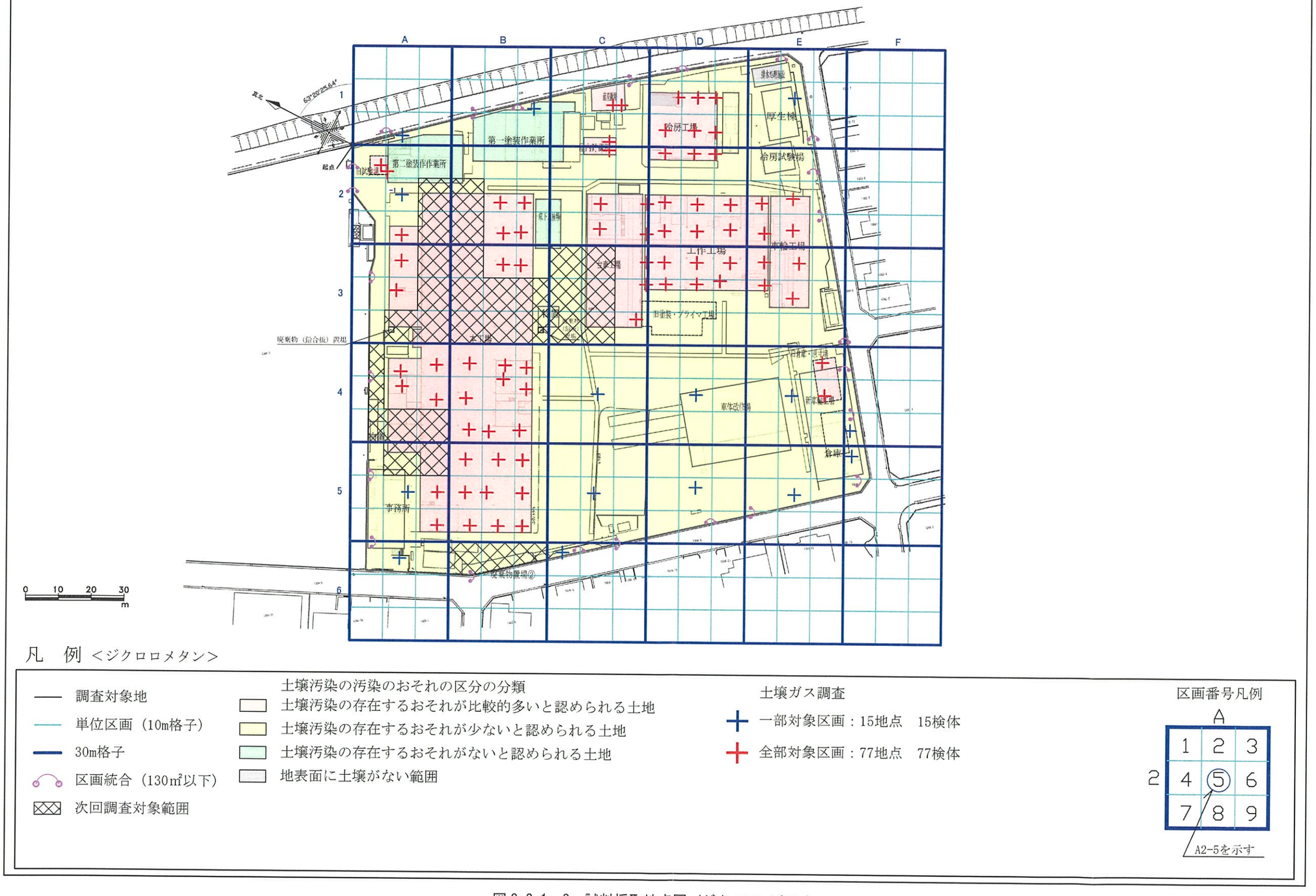
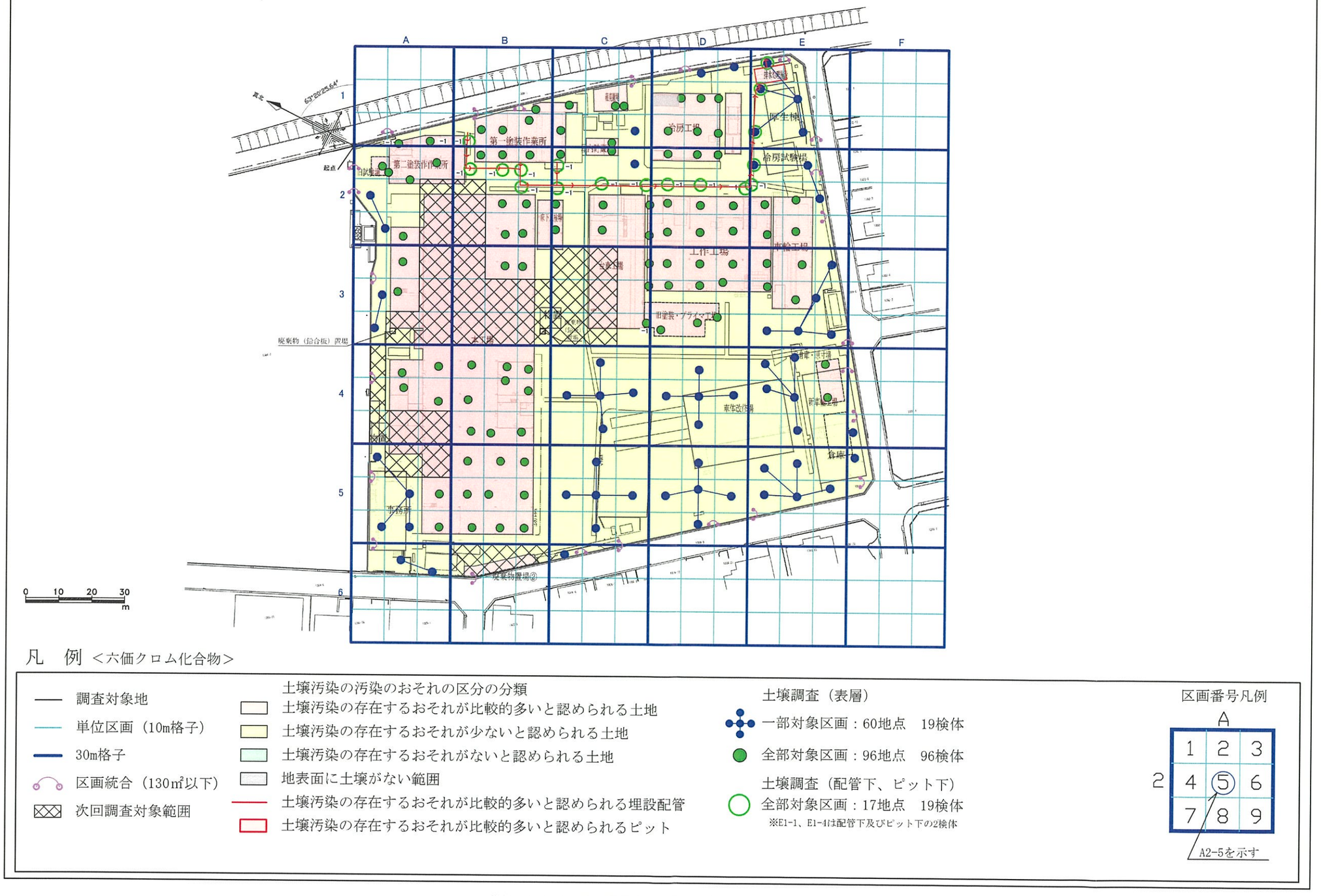


図 3.2.1.-2　試料採取地点図（ジクロロメタン）



凡　例 ＜六価クロム化合物＞

調査対象地
単位区画（10m格子）
30m格子
区画統合（130㎡以下）
次回調査対象範囲

土壌汚染の汚染のおそれの区分の分類
土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められる土地
土壌汚染の存在するおそれが少ないと認められる土地
土壌汚染の存在するおそれがないと認められる土地
地表面に土壌がない範囲
土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められる埋設配管
土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められるピット

土壌調査（表層）
一部対象区画：60地点　19検体
全部対象区画：96地点　96検体
土壌調査（配管下、ピット下）
全部対象区画：17地点　19検体
※E1-1、E1-4は配管下及びピット下の2検体

区画番号凡例

図 3.2.2.-2 試料採取地点図（六価クロム化合物）



凡　例 <鉛及びその化合物>

調査対象地
単位区画（10m格子）
30m格子
区画統合（130㎡以下）
次回調査対象範囲

土壌汚染の汚染のおそれの区分の分類
土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められる土地
土壌汚染の存在するおそれが少ないと認められる土地
土壌汚染の存在するおそれがないと認められる土地
地表面に土壌がない範囲
土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められる埋設配管
土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められるピット

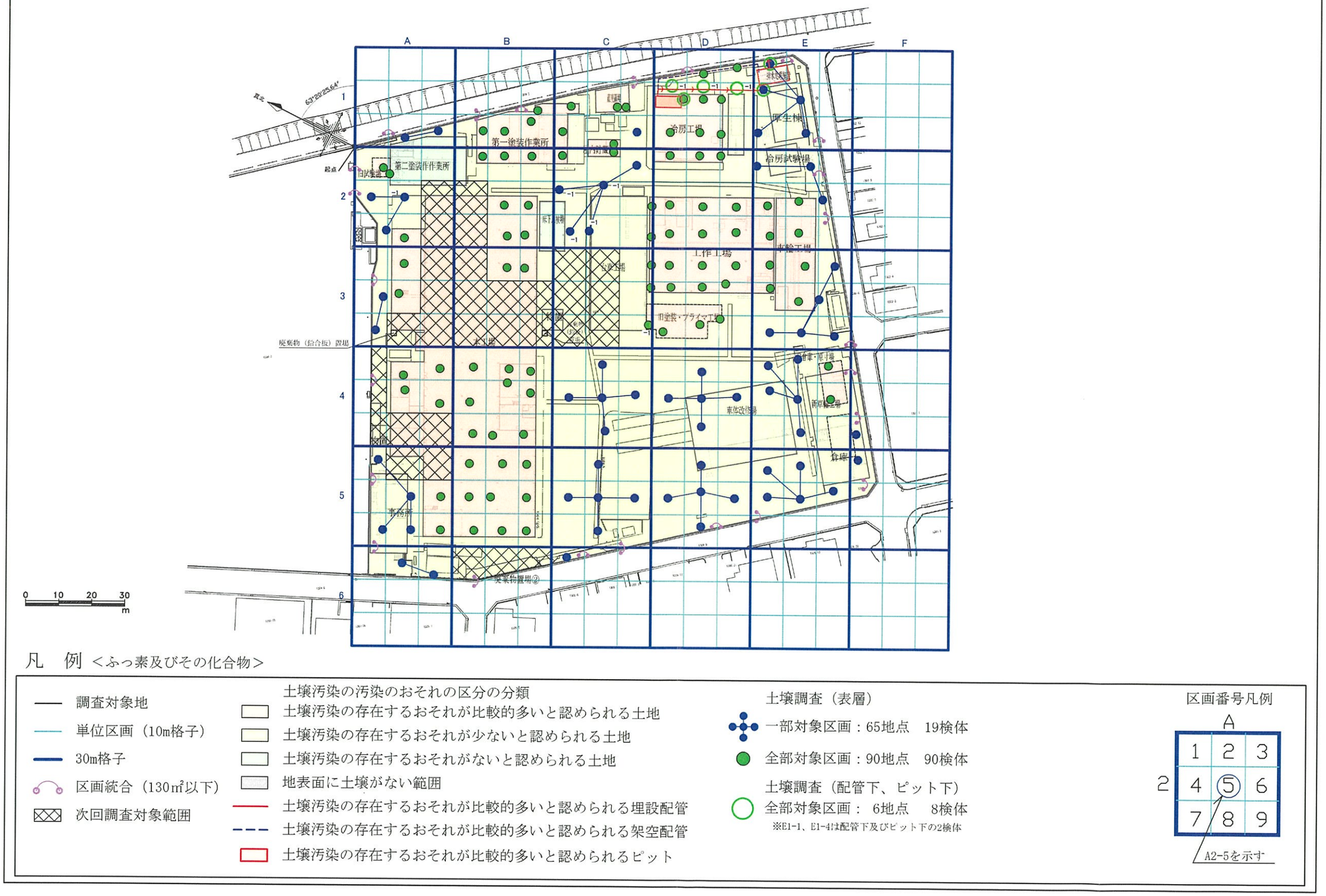
土壌調査（表層）
一部対象区画：62地点　14検体
全部対象区画：94地点　94検体
土壌調査（配管下、ピット下）
全部対象区画：17地点　17検体
※E1-1、E1-4は配管下及びピット下の2検体

区画番号凡例

	A		
1	1	2	3
2	4	5	6
	7	8	9

A2-5を示す

図 3.2.2.-3　試料採取地点図（鉛及びその化合物）



凡　例 <ふっ素及びその化合物>

- 調査対象地
- 単位区画（10m格子）
- 30m格子
- 区画統合（130㎡以下）
- 次回調査対象範囲

土壌汚染の汚染のおそれの区分の分類

- 土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められる土地
- 土壌汚染の存在するおそれが少ないと認められる土地
- 土壌汚染の存在するおそれがないと認められる土地
- 地表面に土壌がない範囲
- 土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められる埋設配管
- 土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められる架空配管
- 土壌汚染の存在するおそれが比較的多いと認められるピット

土壌調査（表層）

- 一部対象区画：65地点　19検体
- 全部対象区画：90地点　90検体

土壌調査（配管下、ピット下）

- 全部対象区画：6地点　8検体

※E1-1、E1-4は配管下及びピット下の2検体

区画番号凡例

図 3.2.2.-4　試料採取地点図（ふっ素及びその化合物）

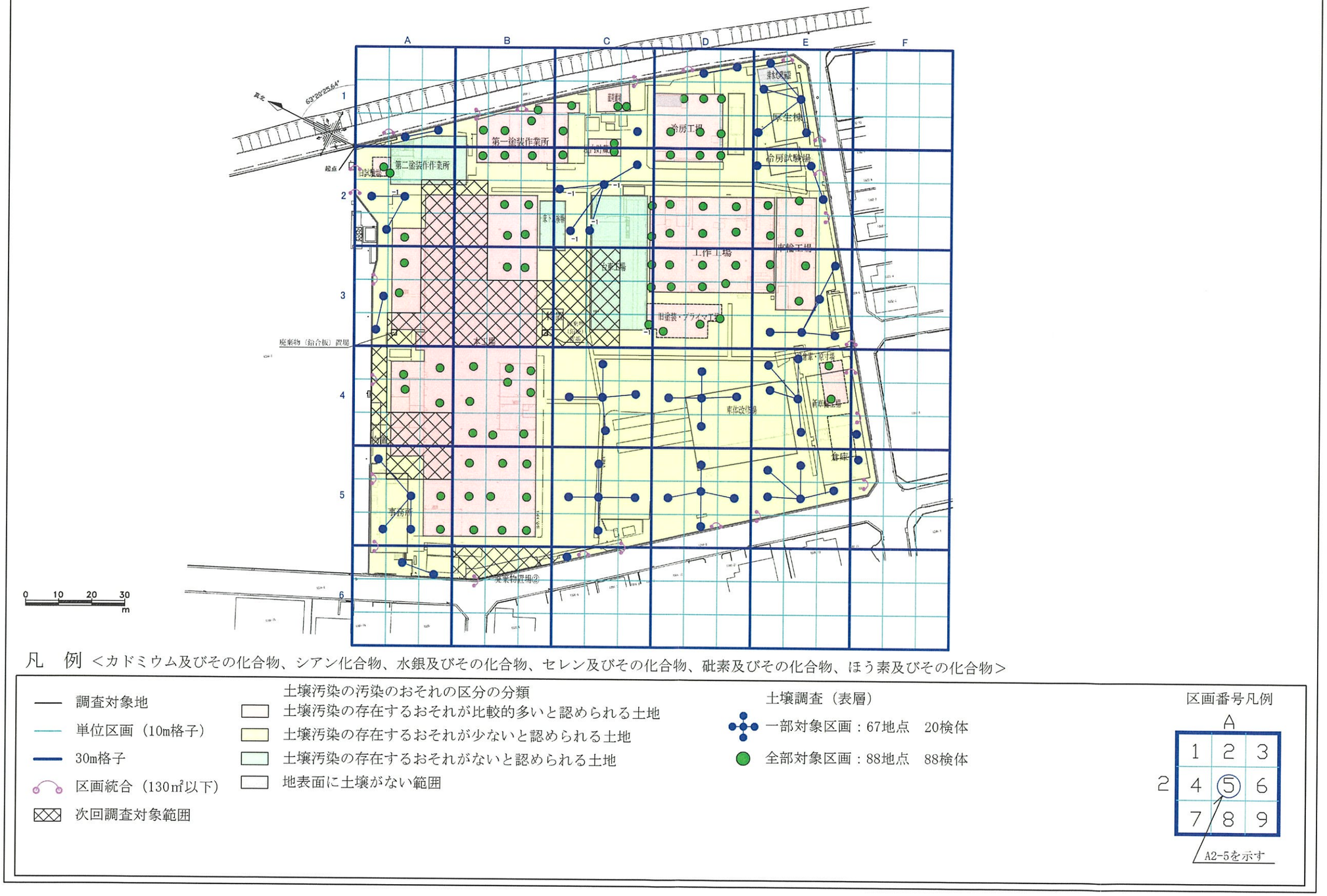
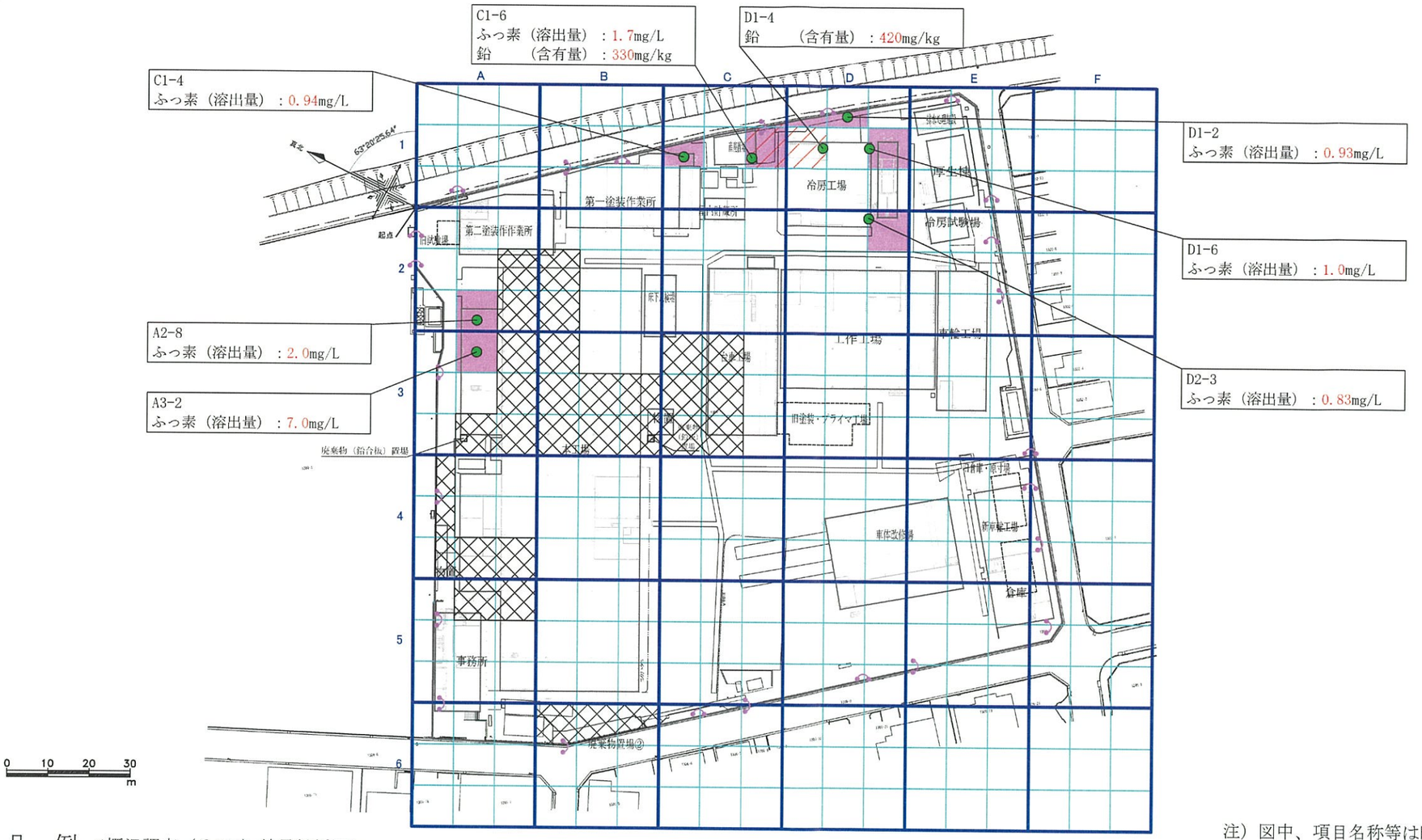


図 3.2.2.-5　試料採取地点図（カドミウム及びその化合物、シアン化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ほう素及びその化合物）



凡　例 ＜概況調査（その1）結果総括図＞

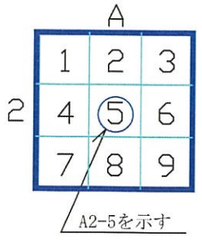
- 調査対象地
- 単位区画（10m格子）
- 30m格子
- 区画統合（130㎡以下）
- 次回調査対象範囲
- 表層土壌採取地点

基準不適合区画

- ：ふっ素（土壌溶出量）
- ：鉛（土壌含有量）

汚染状態に関する基準	
ふっ素（土壌溶出量）	鉛（土壌含有量）
土壌溶出量基準：0.8mg/L以下 第二溶出量基準：24mg/L以下	土壌含有量基準：150mg/kg以下

区画番号凡例



注）図中、項目名称等は略称記載である。

図 3.6.2.-1　第二種特定有害物質における表層土壌調査結果総括図